

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いします。
	議長	呼称の改正というのが若干出ております。先程お話がありました農業生産法人が農地所有適格法人ということで名称が変更となったということと認定農業者、認定就農者については「程度」が「以上」というふうに変更になっております。ちなみに認定農業者の認定基準、神石高原町は350万でございますが国や県が示しておりますのが500万以上。これはあくまで売り上げではなく所得で500万円です。現在350万円、実際には相当厳しい金額になっておりますので認定審査の時には常に頭をひねるようなものになっております。認定就農者については先程お話があったように新規就農5年以内で売り上げが250万円ということになって100万円認定農業者より少ないというようなこととか先程挨拶の中で申しましたように利用権設定等の段階において農業委員会が相当深入りをしなさいよというようなことになっておるといったことだと思います。
	■■番	■■■■です。人・農地プランがありますが集落における利用集積を促進するため作成することを明記とあるのですが町内ではどの程度の集落が人・農地プランを作成しているのか。町がひな型のようなものを持って推進しているのでしょうか。
	事務局	失礼します。現在、人・農地プランは町内に6つの人・農地プランの個別プランということで定められています。法人を中心にプランを作成しております。それとは別に旧4町村の広域的なプランも作成しております。ひな型につきましては県のほうで示されたひな型がございますのでそれに基づいてプランの方作成しております。

議 長		<p>お聞きのように神石高原町内につきましては残念ながら人・農地プランの作成をされた集落が非常に少ないというのが現状です。人・農地プランというのは集落を何人かの担い手に集落の農地を全て任せていこうという農地の集約を図るのが大きな目的で作られたものでございますが残念ながらなかなか受け手がでてこないということで行なわれていないということが実態かというふうに思います。この人・農地プランに入って農地を預ける場合は預けるかたは農地を10a以上は持つてはいけないよという条件がつきます。一反以上は自分で耕作はしてはいけません、残りを全部貸しなさいよということで今年はお出しておりませんが人・農地プランをやることによって荒廃農地の非農地証明の発行が非常に多く出た年があるかというふうに思います。10a以上の農地を持つていてはだめですよということになりますと荒れているところは担い手のほうは買ってくれませんかからそれを早く農地から落としておく必要があるということですのでそういう手法を取られた集落もあります。</p>
番		<p>先程の年間農業所得、主たる農業従事者1人当たり350万円程度以上、年間労働時間2000時間程度以内ということでこれが法人として適格であるかどうかという一つの判断基準ということですよ。となると実際これをクリアできる法人というのはたくさんあるのでしょうか。例えば単純にうちのところを計算してみても年間一人頭350万円ということは月一人頭30万円にならなくてははいけない。それを1ヶ月22日とすると1日1万5千円くらいの所得がないと法人としては成り立たない。じゃあ、これに毎年適格しない場合は法人だめなのか。あくまでもこれは法律としてなのか。作成するにあたってそこをクリアした法人だけを認定しているのか。</p>
事務局		<p>認定の350万円なのですが認定をうける際にはあくまで5年後の目標を350万円と設定しております。今現在の目標ではなくて5年後に350万円クリアするような農業の計画、規模拡大をしたりこういう作物を栽培したり5年後の目標でございます。その5年後の目標が350万円をクリアしているかどうかを審査委員さん、指導所とか東部農林の審査を受けて該当であるようであればそこで認定させて頂いております。実際に5年後に350万円いってなかったからといって認定を取り消すというわけではございません。その時の営農目標が350万円を達成できるような適格をしてあれば認定をさせて頂いております。</p>
議 長		<p>この基準でいきましたら高原町内の認定農業者、要するに認定農家はほとんど居なくなります。残念ながら出てきている資料を見ましてもこれは水あげじゃないかというような金額のものが所得欄へ載ってくる方もいます。市町によってこれも違うようですが5年間の経営計画の添付を義務化させている市町もあるようですが高原町においては申請書だけでそういうものが出ておりませんので5年後に350万円の収益があがるのですよと出れば期待して認めておこうかという形になっているのが実態ですよ。稲作だけで350万揚げようと思ったら所得ですからそう簡単には難しい。他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。</p>

	議長	議案第1号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手多数ですので異議なき旨回答することとします。
第2号議案	議長	議案第2号「農用地利用集積計画(58号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	ありがとうございます。農用地利用集積計画について説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようですので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第2号「農用地利用集積計画(58号)について」諮問通り異議なき旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	ありがとうございます。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■がお借りしている田の480㎡なのですが概ねよく話しにでてくるのが中間管理機構へ貸し出すのが1反以上という条件があるのですがこれは借り手がいるから480㎡でもokなんよということで中間管理機構のほうも受けたということでしょうか。人農地プランも作成されているでしょうがメリット、出すほうと受けるほうのメリットがあるからこういうことがあるのかなって思うのですが。
	事務局	失礼します。まず480㎡ということで基本的には委員さんが言われるように1反以上が原則ではございますが受け手と出し手がきちんとされていて農地もきちんとされていればこの面積であっても機構がOKを出せば利用権設定することができます。受けて出してのメリットでございますが協力金というのがございます。協力金をもらうためには人農地プランの作成を義務付けられておりまして他にも要件はありますがクリアすれば協力金を出し手のほうへお支払いするということになっております。
	■番	受け手にはないのですか？
	事務局	集積率が高くなれば受けてのほうにも協力金の支給がございます。要件がクリアできないと必ずできるとは申し上げられません。制度上はあります。
	■番	例えばこの二人のかたはさっきも■が言われていたように1反以上の農地は頂いてないよという条件がつくんですよ。

	事務局	最初、会長さんが言われていた自作地なのですが経営転換協力金ということで出した側が経営を辞めますので全ての農地を出して農地を機構に預けて経営をやめますからということになりましたら経営転換協力金というのが支給されます。但し、遊休農地があつたりしたら解消しなくてはならないので遊休農地がないような状態にしておかないと利用権からは外れるということになります。
	■番	今回の件はそれぞれがクリアして二件ともそれぞれに協力金が入るようになっていきますか？
	事務局	今、ちょうど出し手の方の遊休農地の確認を作業しておりますので該当になるかどうかをこの場でははっきりいえません。今調査中でございます。申請が今年の12月末までですのでこの間に遊休農地の確認をさせていただきますと思っています。
	議長	さっき話がありましたように貸して側にメリットとありましたが人農地プランに加入した集団で自作地が一反以下の方が貸付をした場合は貸付面積に対して3年度しかありませんが相当15000円の離農奨励金がもらえます。これは人農地プランを含んだところじゃないと中間管理機構に貸してもだめです。他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第3号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」諮問通り異議無き旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法施行規則第17条による下限面積の設定について」を議題とします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	先程、説明がありましたように30a以上の耕作を行なっておるものでないと農地を取得できないという。これはあくまで農地を所有でなく耕作でございます。国の基準は50aでございますが高原町につきましては合併以降ずっと30aを維持しておるところでございます。近年では農地の流動化を図っていきたいということで10aに落としてきた市町もありますか本町の場合はあまり面積を引き上げておくと所有者が増えすぎて農地の集積をするのに支障が出るからあまり落とさない方がいいのではという当初からの意見がございまして30aを続けておるという状況でございますので現状実態からみて皆さん方のお考えがあればお聞かせを頂ければと思います。特例として本町としては17条第2項ということで空き家バンクに付随した農地に関しては1aを下限面積にいたしております。これも近年全国で空き家バンクに付随農地の1aというのが各地で取入れをされて

		います。全国でも本町は1. 2番目という早い段階でそういう制度を設置しましたので現在では相当な案件が出ております。下限面積については毎年1回農業委員会において総会で決定をしないといけないというふうに法改正がされておりますので毎年こういう形でみなさまにお計りをしておりますということでございますのでご理解を頂きたいと思っております。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第4号「農地法施行規則第17条による下限面積の設定について」提案通り賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので提案通り決定することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■の案件について■■■■推進委員より報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-11について報告します。位置ですが■■■■の近くに■■■■がございますがそこから■■■■へ向かって■■■■ほど行きますと■■■■がございます。調査日ですが7月23日に■■■■と調査をいたしました。申請人の■■■■のお宅も伺い話をすることができました。調査内容ですが申請農地の譲り渡し人は高齢で体調もおもわしくないの甥に所有権を移転されるものです。農地の管理等は今まで作業委託されていたようです。所有権移転後も委託されるような希望を言われていたのですが来月また何条かだされるようなことを言っておられたのでその後はわかりませんが所有権を移転されても何ら問題はないと思われます。以上です。
	議長	ありがとうございました。■■■■の案件につきましては空き家バンクの関係で17条第2項で先般現地調査を頂いておりますので今回は調査をいたしておりません。3条申請について説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第6号議案	議長	議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■の案件、■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-2について報

		<p>告します。場所は■■■■から■■■■の■■■■沿いにあります。7月27日に■■■■農業委員同行のもと調査しました。申請の農地は議案書の62ページの写真で■■■■の地目が畑の場所です。確認をしたところその場所はすでに畑ではなく整地をされ家の庭先となっております。事務局から送られた書類に申請者から農業委員会宛に書かれた顛末書がありました。(顛末書朗読)申請者の方も反省をされているようですし転用をされる事由も記載の通りでございます。現況写真のほうが境界の石垣がたっておりますが大部分が見えますが整地をされた庭先となっております。それについても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございます。次に■■■■の案件について■■■■推進委員さん報告をお願いします。</p>
	■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-3について報告します。事務局長より説明がありましたが場所は■■■■より■■■■の■■■■の■■■■にあります。7月23日に■■■■委員と■■■■の■■■■と私の3人で現地調査を行いました。以前取得した農地を耕作被害の転用目的で農地法第4条第1項の規定による許可申請であります。現況の地目は雑種地で■■■■及び■■■■建設に伴い車62台分の駐車場を整備するため申請を行いました。登記簿謄本、建物の配置図、資金証明、配置図、被害防除措置計画書等申請に必要な書類等揃っていました。また申請地の地域区分は農振農用地区外で転用するのに問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。4条申請に対する説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p>
	■■番	<p>4-2の宅地ですけどどちら様の宅地ですか?■■■■は■■■■のかたですけど。</p>
	■■番	<p>空き家バンクに登録されている案件です。</p>
	議長	<p>さっきやった56ページの3-12で■■■■が購入されている■■■■■■■■■■をされているものが宅地になっていたということで宅地のほうで売買をされるんでしょう。他にございませんか。無いようなので採決に移らせて頂きます。</p>
	議長	<p>議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第7号議案	議長	<p>続きまして議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。5-9、5-10について■■■■推進委員報告をお願いします。</p>

		場整備のため申請地を譲渡するものであります。審議のほどよろしく願 いします。
	議 長	続きまして5-15、5-17、5-16について■■■■推進委員報告をお 願ひします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-15について報告します。 場所は■■■■から■■■■を■■■■いった場所 にあります。集落名は■■■■になります。7月21日に■■■■農業委員と 二人で調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となってい ない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。また平成27年の 利用状況調査で荒廃農地B判定されている農地で周辺農地も同じくB判定 農地です。支障ないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー 発電施設認定について申請中でございますが許可の要件を満たしていると 考えます。5-17について報告します。7月21日に■■■■農業委員と私 とで調査しました。申請地については家も15年前から空き家になってお り申請農地もすでに山林化しており農地への復旧は困難だと思われま す。続いて5-16について報告します。■■■■から■■■■へ■■■■ ところにあります。7月21日に■■■■農業委員と私とで調査しました。申 請農地は長年耕作されていませが草刈等の管理はされていまして。イノ シシの被害がひどく管理されている方も高齢のため土地有効のため貸し出 されるものでございます。以上です。
	議 長	続きまして5-18、5-19の案件について■■■■推進委員報告をお願 ひします。
	■■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号5-18について報告します。 場所は■■■■から■■■■のところへあり ます。7月25日に■■■■委員と施行会社の■■■■さん同行のもと調査しまし た。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い 小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないも のと思われます。先程事務局も言われていたようによく考えてされるとい うことであります。続いて5-19について報告します。場所は■■■■ ■■■■から■■■■のところへあります。代理人 の■■■■さん、■■■■農業委員同行のもと調査しました。ここも農業公共投資 の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。 周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。審議のほどよろしく 願ひします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして5-20の案件について■■■■推進委 員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-20について報告します。 位置ですが■■■■より■■■■に■■■■入ったところにな ります。調査ですが7月23日に■■■■と調査しました。調査内容です が譲り渡し人は後継者もおらず自身も農地管理が困難なので譲り受け人が 買い受けて太陽光発電パネルを設置するものでございます。申請農地は2

		種農地で農業振興地域からの除外は手続き中のようです。周辺農地や民家には影響ないものと思われます。再生可能エネルギー発電事業計画も認定済みですし書類も整っていて許可を満たしていると考えます。以上です。
	議長	続きまして5-21、5-22について■■■農業委員報告をお願いします。
	■■■番	■■■推進委員が都合により欠席のため■■■番■■■がご報告させていただきます。現地を7月25日に■■■推進委員と私と■■■の代理人の方と調査しました。場所ですが■■■の■■■の■■■に位置します。航空写真でいうと畑になっていますが■■■が■■■になります。この■■■になります。現況は何年も耕作されていない荒廃農地で周辺への影響も少ないと思われますし書類等も揃っております。許可が下りてからの工事も早急にするということも言われておりますので問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございます。続いて5-23の案件■■■推進委員報告をお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。7月25日に■■■農業委員と■■■■■■の■■■さんという方が立会されました。場所は■■■で■■■の■■■のスタンドから■■■よりに入ったところにあります。現状は2種農地であり周りの家や田んぼには支障がないものと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。5-24の案件■■■推進委員報告をお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号5-24について報告します。場所は■■■から■■■の申請者の■■■の自宅の近くになります。7月23日に■■■農業委員と私の二人で現地調査を行いました。申請地は畑で現在休耕中です。使用貸借による権利を宅地にする申請です。譲り受け人は申請者の孫であり申請者の住む家の近くに住むことを希望しており申請地を造成して住居を建設する予定だそうです。審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。5条申請による説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■■番	■■■番■■■です。先程、■■■委員さんが説明しました5-12に関してですが現況写真の15ページをご覧ください。区切られているのですがすぐ分かると思いますが赤線で囲われているすぐ向こう側に家があります。ここの高さが約3~4mくらいあるのですが通常の法面で今までもパネルを設置されたところを見るとほとんどが防草シートを敷かれていて排水についてうまくいってないのではという風に思われるのですが傾斜が家のほうへ向かっていますので雨が降った時に家のほうへ全部流れていく。ここは■■■委員の家なのですが大きな水路があるだけなのでもし水が出た時には水が処理しきれない状況です。こういう状況の場合、設置図面は見たのですが排水のことになるとよく分からないのでこの辺はどう考えたらいいのか

		教えてください。それと5-17ですが現況写真と航空写真の位置が違うような気がしますがこれはどちらが正しいのでしょうか。
	■番	恐らく現況写真は■■■■■を撮ってあるように見えます。
	事務局長	お答えします。現況写真がおっしゃる通り向こう側が正しいと思われませんが同じ状況でございます。申し訳ございませんでした。今、5-12を見ていましたら平面図には水路は別段記載がありません。これをする事によって災害があってもいけませんので水路設置を条件にするということにして承諾がどうかですが設計書にはありません。
	■番	5-12なのですが水路をつけての条件付で許可を出したらいいと思えますがどうでしょうか？
	議長	実はこの問題は広島でも常に議論になるのですが農地法上での許可要件の中には水路をつけなくてはならないというような要件はないのですが許可証を発行する段階においてそれを指導という形で各市町はやっておられます。水路を付けないと許可しないよというわけには今の農地法の解釈上はできないのだそうです。といわけて許可証を発行する段階では口頭でそれを義務化するように指導していこうということが一番現状ではベターなのかなと各市町の判断がそうなりつつあります。許可書を渡す段階でそのことを口頭でもって強く申し入れをしていったらという風に思います。水路の問題もあるんですが場合によっては家にまともに光が飛び込んでいくというようなこともあるのです。パネルの角度によって光の角度も変わってくるということで窓のほうにまともに付けられたら温度は上がるし光は飛んでくるし生活に支障をきたすということもあるそうです。本来なら隣接地の同意を得て許可するのがいいのではという話もできるのですがそれは今の農地法の中で許可要件が同意書の提出を求めるとなっていない。以前、住宅発売は隣接地の承諾書を取りなさいというのがあったようですが今はそれもないということで若干問題があるというのは常に出るのです。この件は家のほうへ向いて水が流れるのであれば防草シートがあればもろに飛んできますから水路の設置の指導をするということをしなさいといけない。
	事務局長	被害防除措置計画は大丈夫だと言われたんですがその時に業者のかたに強く言って頂けたら良かったのかなと思います。先程、会長が言われたのですが隣地の同意ですが今までのアンケートでも本町もけっこうありました。ですが今の農地法上は隣地の同意がなくても許可はできる。福山市等はなぜそこでしないといけないかという理由書を出させるそうです。その理由書が農振地域ならその土地でならないという理由書が出ないので許可しない。なかなか難しいところがあるのですがそうすると業者のほうからなぜ許可しないのかということを訴えられることも想定されなければならない。いうことがありますので非常に農地法上の許可をしていますので非常に難しいのですが同意書を取るということは農業委員会にお任せしますということをおの方も言いますので審議でみなさんの同意を取らないと許可しないよということになればそれはそれで致し方ないのかなと。現状で

		はまだそういうことを図面に書かなくても許可できることになっておりますので皆様で審議頂ければと思います。
	議長	業者側が出すのは現状の畑の場合は少々雨が降っても下に染み込むと思うのですがパネルを設置するとともに飛んでくるのでパネルを設置した後の水の流れというのは大きく変わってくるだろうと思うんです。充分そのことを指導の中で入れていくということをせざるを得ないのかと思います。福山市の件も出ましたが福山市が厳しいのを打ち出しているのですが県の方も農地法に抵触するのではないかというくらいこの地区とこの地区は太陽光も資材置き場も認めないよというような条例を作ろうとしているようですが現状の法解釈のなかでは難しいということがあるようです。許可の条件としてそういうことを許可書をだす時に充分指導させていただくということでご了解頂かないといけないのかなと。今後の課題だと思えます。実はこの前世羅で400キロ程度の太陽光をするというところの調査に行ったんですが三方太陽光で囲ってあるところが出ました。玄関のほうが開いているだけで両サイドと後ろが全部太陽光で囲ってある。ちょうどその家は後ろも横も窓がなかったのでなんとかできるかもしれないがひどいなと。これでも許可しなくていけないのかなとだいぶ現地で議論したんですが今の段階で不許可はできないということで県のほうでも議論したんですが最終的に現状法のなかでは問題があるなということで挨拶の中でも言いましたように農業委員会ではどうにもならないので他の部署で国に対して法律の設定等については指導を要請しないといけないのではなかったのですが。他にもあるんです。裏山にやってまともに飛んでいきそうなものが。境界のぎりぎりまではパネルを建てることはないだろうけど境界から1m以上開いてれば大丈夫だろう。
	■番	今の本宅の裏なのですがすでにずっているんです。一応修復したということにはなっているのですがいつまた大雨がきたらずるという状況なんです。
	事務局長	現地調査の時業者はきましたか？
	■番	来てないです。今言われているように法的に問題ないのであれば会長が言われたように指導という形で口頭でも言っていただければ有難いと思いますがよろしくお願いします。
	事務局長	指導はできるのですが実際にするかどうかはわかりません。
	■番	あとは当家との話だと思うんです。
	議長	綺麗に直してやってくれないとだめよというのをはっきり言ってもらわないと。よくこの辺を知らない人が作業して帰ることが多いのでそれが怖い。許可証を渡す時の指導としてそれはやっていきますので。
	事務局長	業者は作業する人は違うので代理人が行政書士の先生なので強くお願いしときます。
	■番	申請書が出てからの事後対応になってきているじゃないですか。ではなくて申請を受け付ける前の段階で町の条例などで歯止めができないものです

		か。
	事務局長	<p>農地法上は添付書類が整っておれば受付をしないとイケない。ただ許可を事務局が出すわけではないのでそれは総会にかけて委員さんの審議のもとにそこで承認してもらわねえ。受付のときは添付書類があるかどうか。議案を作って足りないところや資金証明などの不備のところは事務局から申請者に言ってこの書類が足りませんとかしています。先程言いましたが5-18号の3777㎡は県の方に諮問しないとイケないんです。3反以上です。ここで承認受けたとしても県のほうでこれは良くないということはあるんです。これは事前に気が付きましたので業者のほうに3777㎡の真ん中だけに設置するようになってるので分筆して2筆にして一つは農地として生かすということを検討できませんかということは伝えたことはあります。今は検討中で一筆全部を転用申請出すというのはパネルの設置とパネル等の資材置き場ということで函面を出すといわれて今日現在まだ出てないのですが検討しているみたいです。なかなか受付時には質問があったように業者にしなさいとはなかなか言えない状況です。</p>
	■番	農地法ではできないけど町の条例ではできないのか？
	議長	<p>先般、県や農業会議といろいろ話をしたんですが法律でだめなら条例しかないんです。条例を設置するなら何がいいのかと話しになって今考えられる範囲では景観条例しかないのかなと。景観条例を全町に網をかけてしまったら何もできないことになってしまう。地域限定でいくとエリア決めする景観条例が果たしてどの程度のエリアでできるのかというのも課題だろうけど一番いいのは景観条例かなと。家から何メートル離れているところはだめというような漠然としたものでも条例として成り立つのか分からないがここらも検討に値するんです。土地の所有者が売りたいと仕方がないんです。早く処分したい。今は太陽光をするからといって田んぼでも反当100万円くらいで買って逃げますから。そうすると荒れているところは売却で同意される。そういう人ほど町外居住者が増えている。もう少しこころを県を交えて検討する必要があるのでは農業会議でも話が出ております。十分に話し合いを進めてみたらと思います。今まで地元の人所有地であったものが今太陽光をしているのは99%が町外の人に所有者が変わってきた。ということは将来太陽光の施設でも撤去した場合は行政でも地域の開発をしたりする場合物凄く支障になるんでは懸念もあるんですよ。あまりにも今の太陽光設置というものが無作為に進められてきたということが今となってみんな危機感を持ち出したという。町ともなにかいい知恵がないか話し合いをしていきたいと思ひます。</p>
	■番	<p>冒頭の会長の話から先程の流れを見て非常に太陽光に対する懸念があるという中で私たち農業委員総会に召集されて先程の流れからいって20年たつて問題が起きてきたという時その時の事案が出てきた時に異議はなしということで賛成をしているのではないかと議事録は残るわけ。そうした時に農業委員は責任を負わないとイケない問題であろう。極端に言うことですね。責任知らないとは言えない。そういう中で例えばこういった現</p>

		<p>地調査は何のためにしているのか。現地調査をしにいった上でこれはちょっとどうかなといった案件があるかないかを見に行くんですね。見にいったものは全てOKではないはずです。それを総会という場にかけて問題のあるものを私は手を挙げて異議なしとは答えられません。そのことが問題となったときには農業委員●名中○名賛成しているではないかという事案になる。現地調査の上、また色んなことで問題あったものに関しては否決してもいいのではないかと。そうならばなぜ否決になったのかそういう時にはこうだからと言ったことが言えるのではないかと。その他の案件についても農業委員としては手を挙げて賛成するか否決をするかの権限を持っているわけですから権限があるということはそれだけ責任があるということですから20年後どうするかという話からすると賛成できないというのが現状でございます。</p>
	議長	<p>おっしゃる通りです。本会で提案するものの全てを承認する必要性はありません。問題のあるものは却下すればいいし改善を求めて再提出をさせればいいというのも必要となってまいりますので5-12の案件につきましてはすでに裏山が土砂崩れを起こしていることを考えて保留に。相手側に再度その処理をどういう風を実施するのかを尋ねた上で最終結論を出させて頂きたいということで当面今月は許可保留ということでいかがでしょうか。今後同様な事案の場合もみなさんの意見、または現地調査をしていただいた結果に基づいて申請者側の意見を再度聞いた上で改善を求めていくという形の中で許可をしていく方法をとっていったらというふうに思いますのでその点をご理解頂ければと思います。それと合わせて説明の中でもまだ提出書類が不備のものが5-18の案件、3777㎡であまりにも規模から言っても面積が大きすぎるということで再度図面の提出を求めていますので5-18につきましても保留。来月出てきたものをもって再度ご検討頂くということで5-12と5-18につきましては今月の許可については保留ということで処理をさせて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
	農業委員	<p>よろしいです。</p>
	■番	<p>3777㎡まではいかないのですが2700㎡でもどうかと思うのです。同じくらいの枚数で5-21の591㎡でも294枚並ぶのだと思うときにあとは何になるのかなと思うのです。多分、いらないところは荒らすのでは。どうなのでしょう。</p>
	事務局長	<p>5-19号ですがL字型になっておりまして細長い土地なので図面みて致し方ないかなと。ただ東面がでこぼこして長いところはあまる場所もありますが土地の形状によっては土地があまっているところがあるので仕方ないかなと思います。業者が言う情報ですので鵜呑みにはできませんが今20年後の状況をどうするかと経済省が業者に出せという風に言われておるという情報があります。ですから皆さんが心配な20年後等の問題ですが経済省が業者に対しては計画を出せというふうな流れになってきておるようです。これも業者の情報なので確認が取れていませんがこの許可は11</p>

		<p>月で終わりだそうです。経済省の認定が。ですから今まで認定を取っているものに関しては急ぎ工事が進むのかなと。最初の認定が今年で終わりだそうです。11月以降は認定を経済産業省はしない。ということは今年の11月までに認定を取ったものだけが工事が進む。ですので来年以降は非常に少なくなるのかなという気はしております。</p>
	■番	<p>先程の5-21の大矢のものですが今図面を確認しましたが21と22は隣接しておりますので合わせて294枚、全く同じ図面が添付されておりますので隣接する二つ農地で294枚と思われます。なので591㎡に294枚というわけではなくて1800㎡に294枚というふうにご理解頂ければと思います。</p>
	■番	<p>貸出人が違うと思います。</p>
	■番	<p>違うので申請書が二つあるんだと思います。</p>
	事務局長	<p>今図面を確認しましたが■議員を言われたとおりで■と■両方で認定を受けておりますので両方の土地で294枚となります。ですから5-22のほうの転用目的のところを消してしてください。所有者が違うので申請書が2枚出ているのだと思います。1800㎡くらいのところに294枚設置するということになります。</p>
	■番	<p>もう1件確認したいことがあるのですが5-14の田んぼなんですが■の所有権移転のことなんですがたぶん■を作るときに分筆して残った土地だと思われるんですが反対側の土地は■が所有権移転されていますよね。これが現況見ると稲が植えてある気がするんですがこれは稲を植えたあとに所有権移転されたのか。作付け前に所有権移転されているのだったら米は誰のものになるのか。</p>
	議長	<p>今年は作付けするという条件で購入していると思います。 平坦なところで条件が良かったら大体6畝ほどあったら49.6kwのパネルは引かれるそうです。他からもたくさん出るんですが段々の田んぼがあったり田んぼの条件によっては土地効率が異常に悪いところも出たりしているんでいくらの枚数が妥当かということがなかなか基準がないということと売るほうのことから言えば1筆単位で売って逃げたいというのがあってしょうからそこらで広島でもごたごたします。他にございませんか。</p>
	議長	<p>先程申し上げたように5-12と5-18については保留ということで再度業者のほうと計画書等問題点を詰めた上で再度来月提出をさせて頂くということで議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
	議長	<p>続きまして議案第8号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当委員による現地確認をお願いしております。</p>

		委員をお願いします。
	番	地区担当の です。7月21日に 農業委員と私とで調査しました。場所は から バス停から に 、 方面へいったところにあります。申請地については45年以上耕作されていません。山林化しており農地の普及は困難であると思われます。ヒノキが直径20センチから30センチになっております。よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございます。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	これはパトロールでできなかったのか。
	事務局	地区は地籍調査が入ってパトロールに入っていないです。地籍のほうで登記がついたので にこれからは入っていくんですがその旨もご本人さんに伝えたくて。ですが自分で申請すると言われました。
	番	これは木を切るんですか？
	事務局	切りません。ただ農地から地目を山林にしたいということです。
	議長	他にございませんか？無いようでしたら採決に移らせていただきます。議案第8号「非農地証明申請」について申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後4時05分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和元年8月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>